

社会福祉法人 西予総合福祉会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの2年間

2、内容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする
男性職員……計画期間中に1人以上取得すること。
女性職員……取得率を85%以上にする。

<対策>

- ・令和元年6月～ 男性も育児休業を取得できる雰囲気づくりのため、管理職に対する周知、啓発の実施
- ・令和元年9月～ 法人内連絡文書などによる職員への育児休業制度の周知徹底